

第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状の記載例 <表面>

<例>

保護者：父・佐倉 ちち 母・佐倉 はは
 子：佐倉 一郎 ⇒すでに自立（扶養されていない）
 子：佐倉 二郎 ⇒25歳、扶養されている
 子：佐倉 三郎 ⇒21歳、扶養されている
 子：佐倉 四子 ⇒14歳、扶養されている（佐倉市立〇〇中在籍）
 子：佐倉 五郎 ⇒10歳、扶養されている（佐倉市立〇〇小在籍）
 子：佐倉 六子 ⇒8歳、扶養されている（佐倉市立〇〇小在籍）
 子：佐倉 七子 ⇒3歳、扶養されている

四子さん、五郎さん、六子さんが、補助金の対象になります。

佐倉市第3子以降学校給食費補助金交付申請書 兼 委任状

(宛先) 佐倉市長

年 月 日

申請者
(子を扶養する保護者)

住所	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地
氏名	佐倉 ちち
電話番号	080-0000-0000

佐倉市第3子以降学校給食費補助金の交付を受けたいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき、次のとおり申請します。

この申請書に記載した子を扶養していることに相違ありません。市職員が、私の世帯の扶養状況を確認すること並びに生活保護、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給状況を確認することを行います。また、補助金の実績報告及び請求に関する一切の手続を、申請先学校の学校長に提出いたします。

申請先学校名	佐倉市立 〇〇小 学校	一補助金の対象となる子が在籍する佐倉市立小中学校ごとに申請してください。
--------	-------------	--------------------------------------

[1] 扶養している子の状況 (補助金の対象は、佐倉市立小中学校に在籍する第3子以降の子です。)

年齢が上の子から順番に記入してください（未就学児童や扶養していない子は記入不要です）。
 記入した子のうち義務教育年齢以外の子については、扶養状況を確認する必要があるため、その子の健康保険資格情報の分かるものの写しを裏面所定欄に貼付してください。

氏名	生年月日	在籍する学校の名称 (佐倉市立小中学校に在籍する子のみ記入)	学年	佐倉市使用欄	
				扶養	自立
1 さくら じろう 佐倉 二郎	12年 5月 5日			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 さくら きぶろう 佐倉 三郎	16年 2月 19日		年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 さくら よつこ 佐倉 四子	23年 4月 3日	〇〇中	1年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 さくら ごろう 佐倉 五郎	27年 5月 11日	〇〇小	4年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 さくら むつこ 佐倉 六子	29年 3月 11日	〇〇小	2年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6			年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7			年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

四子さん分の補助金を受けるためには、〇〇中に申請が必要。

五郎さん・六子さん分の補助金を受けるためには、〇〇小に申請が必要。

義務教育年齢以外の子は、裏面に扶養状況を確認できるものの貼付が必要。

佐倉市立小中学校に通っている子は、学校名と学年を必ず記載。扶養状況を確認できるものの貼付は不要。

▶一郎さんは扶養されていないので、記載不要。
 ▶七子さんは未就学児童なので、記載不要。

裏面もご記入ください

第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状の記載例 <裏面>

【2】補助金の振込先口座

申請者名義の口座、又は、別の保護者名義の給食費引落口座でも可。

市から交付される補助金の振込先を記入してください。口座名義は、申請者と同一世帯の方名義としてください。

金融機関	佐倉		銀行・信用金庫 信用組合・農協 (※いづれかに○)	海隣寺町			本店・支店 支所・出張所 (※いづれかに○)
	金融機関コード	X X X X		店舗コード	X X X		
口座種別	普通・当座	口座番号		X X X X X X X X			
口座名義人	フリガナ	サクラ チチ					
	氏名	佐倉 ちち					

(注) 口座名義人フリガナは、通帳等

口座名義人フリガナは、通帳記載の通り間違いなく記載してください。

【添付書類 貼り付け欄】

①健康保険資格情報の分かるものの写し (扶養の状況を確認できる書類)

表面【1】扶養している子の状況に記入された義務教育年齢以外の子の健康保険資格情報の分かるものの写しを貼付してください。マイナンバーカードの写しは貼付しないでください。(カードの記載内容だけでは、扶養状況の確認ができません)

扶養状況を確認できるものとして、以下のいずれかの健康保険資格情報を確認できる書類の写しを貼付してください。

- ①健康保険証の写し (令和7年12月1日まで可)
- ②保険者より発行される「資格確認書」の写し
- ③マイナポータルの「健康保険資格情報」

…マイナポータルの操作手順は、市ホームページ (右記) から



「記号」「番号」「保険者番号」「QRコード」は、ご自分でマスキングしてください。

②通帳等の写し

補助金の振込先口座を確認するため、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナが記載された通帳等の写しを貼付してください。

通帳等の写しは、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナが記載され、かつ鮮明な状態のものを貼付してください。

マイナンバーカードの写し、保険者から送付された「資格情報のお知らせ」の写しは、確認に必要な情報の記載がないため、貼付しないでください。

【注】市において、補助金交付のため、上記添付資料のほか、更なる確認が必要と判断したときは、記入いただいた電話番号へご連絡をする場合もございます。その際はご協力をお願いいたします。